

# 令和4年度 社会福祉法人 行橋市社会福祉協議会事業計画

## 本年度の方針

近年の急速な少子高齢化や核家族化が進行する中で、住民一人ひとりが抱える生活課題は多様化し、かつ複雑化している。又、地域の担い手不足等が進む中、地域社会の基盤の再構築も視野に入れて、対象者の属性を問わない相談支援や多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が2021（令和3年）4月より開始した。

この事業の目標は、複雑化・複合化した地域住民の支援ニーズに対応するため、包括的な支援体制を整備することであり、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、互いを尊重し合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」を目指すものである。

法人では、既存の相談支援体制や地域づくりに関する事業を最大限に活用しながら、包括支援体制の構築のために、充実させるべき点を考えるとともに「重層的」という言葉であらわされるように、①属性を問わない相談支援、②多様な参加支援、③地域づくりに向けた支援に係る事業をそれぞれ連携し、重なり合うことで誰一人取り残さない体制を構築していきたいと考えている。

又、コロナ禍における地域福祉活動の展開については、感染症や災害が発生した場合であっても、住民が必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築し、日頃からの備えと業務継続に向けた取り組みを推進することとする。

一方、事業課で実施する施設経営ゆくはし第2ふれあいの家「就労継続支援B型事業」、「居宅介護事業」「デイサービス事業」については、安定した経営を行うとともに、地域の課題解決の担い手として支援することとする。

このため『第4期行橋市地域福祉計画』を行橋市とともにつくりあげ、『みんなであう行橋市福祉のまちづくり』を基本理念に、「地域のつながりの再構築」と「あらゆる生活課題への対応」の実現に向けて、課題の早期発見、解決に向けた話し合いや活動が行える「地域づくり」、住民や地域が必要とする「支援」、そして住民と地域組織、行政、専門機関がそれぞれの役割を果たす「連携」を強化することにより、地域福祉の向上につなげていくこととする。

## 重点的に取り組む事業

### 1. 地域福祉事業の推進

- ① 『ふれあいいきいきサロン活動』等、小地域福祉活動の支援を通じてさらに、地域の関係・専門機関との連携をはかり、「あらゆる生活課題への対応」と「地域のつながりの再構築」の展開を進める。  
これを実現するため、『行橋市地域福祉活動ネットワーク推進協議会』の活動支援を深める。  
また、『行橋市社会福祉法人連絡会』の市内16法人により、地域のニーズや課題の掘り起こしを継続し、適宜、公益的な実践活動を行うものとする。
- ② 地域福祉活動を基盤とした地域防災力の向上に努めるとともに、災害ボランティアセンター設置と運営方法の習熟を図る。
- ③ 行政が推進する成年後見制度の構築と権利擁護支援の充実に向け、専門機関との連携協働に取り組むと共に、ワンストップにて対応できる体制整備に努める。
- ④ 生活困窮者の自立支援における「生活福祉資金貸付事業」の推進及び、新型コロナウイルスの影響による日常生活維持するための支援

### 2. 職員ワークショップの実施

- ① 社会情勢の動向・地域福祉環境の変化と法制度の意味するところの認識を深めるとともに、当法人が地域で果たす役割について協議する。
- ② 法人内の連携強化に向け協議する。

### 3. 経営健全化の推進

- ① 経営健全化計画に基づいた的確な予算編成と予算執行
- ② 各事業の目標管理に基づく収益増加
- ③ 業務改善と統廃合の推進

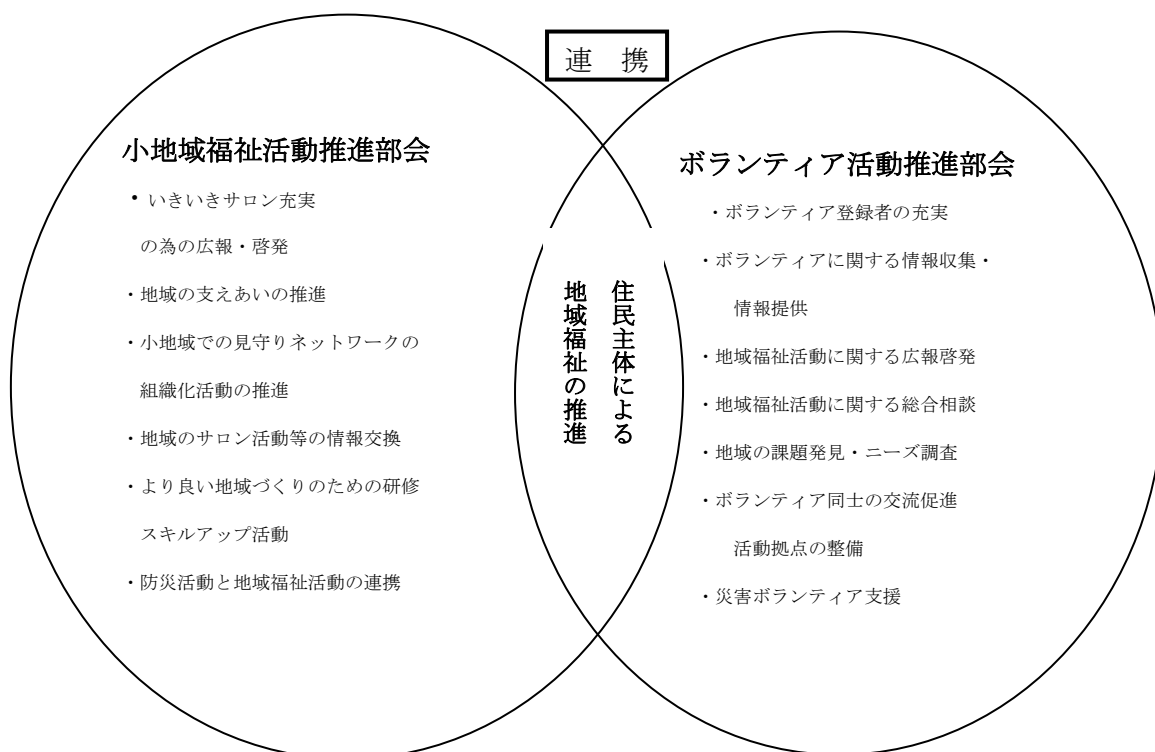
### 4. 行橋市地域福祉計画の推進

同計画の体系で、『地域づくり』『ひとづくり』『しくみづくり』の3本の基本目標が掲げられ、当社協は他の関係機関と連携しながら、主に、地域の支えあい活動を中心とした『地域づくり』と、ボランティアなどの『ひとづくり』を担っている。

今後も、計画に沿って確実に実行していくものとする。

## 5.個別事業について

- (1) 第3期行橋市地域福祉計画（地域福祉活動計画）の推進（H29～R4）
- (2) 各小学校区、小地域への地域防災力向上に向けた啓発と取組み支援並びに法人連絡会との災害ボランティアセンター設置の図上訓練等の実施。
- (3) 『行橋市地域福祉活動ネットワーク推進協議会』を中心とした生活支援体制整備事業における小地域福祉活動『ふれあいいきいきサロン活動』及び『ボランティア活動』の強化
  - ① 『ふれあいいきいきサロン活動』の支援に加えて、新たな展開も見定めて、小地域福祉活動内容の充実を図る。今年度、102箇所（124行政区）との連携を強化する他、小地域や小学校区単位での出前講座を実施し、「地域のつながりの再構築」「あらゆる生活課題」への対応するため、ボランティア活動者の養成を図る。
  - ② 『ボランティア活動』支援を強化するため、ボランティアセンター機能を活用し、『潜在者層の掘り起こし』『関心者層への働きかけ』『活動者層の支援』を充実する。このため、ボランティアコーディネーターの育成、ボランティアサポーターを配置し、ボランティア活動の情報提供・情報発信、ボランティア活動者・活動希望者間の交流促進、ボランティア活動の広報啓発を重点的に行い、キーパーソンの養成を図る。
  - ③ 『ふれあいいきいきサロン活動』や『ボランティア活動』の各種連携・支援機関として、『行橋市地域福祉活動ネットワーク推進協議会』の充実を図る。



- ④ 『社会福祉法人連絡会』の実践活動を推進するとともに、他市町村への視察研修にて活動を学び、生活支援体制整備事業との連携を模索する。
- ⑤ 生活支援体制整備事業の一環としてドライブサロン事業（買い物弱者救済支援）を市内数ヶ所で選定し、各社会福祉法人等の連携・協働により地域公益活動として取り組む。

(4) 生活困窮者の自立支援における「生活福祉資金貸付事業」の推進及び新型コロナウイルスの影響による日常生活を維持するための支援。  
『生活福祉資金貸付事業』により、低所得者世帯等に無利子、低金利で福祉資金の貸付を行なうと共に、『生活困窮者自立支援制度』に基づき『生活困窮者自立相談支援事業所ゆくはし生活相談センター』と連携して世帯単位の支援を行う。  
又、生活再建に向けた支援体制事業の一つとして緊急用食料給付事業（フードバンク）を実施する。

(5) 福祉人材育成支援

- ① 京築地区福祉人材バンクにおいて、福祉関係者の就労斡旋を促進する。  
ボランティアセンターを活用し、福祉人材に関する情報提供を行い、福祉職場の理解を求め、求人・求職者の増員に努める。
- ② ボランティアセンターを活用し、福祉人材に関する情報提供を行い、福祉職場の理解を求め、求人・求職の増員に努める。

(6) 赤い羽根共同募金配分金事業

赤い羽根共同募金事業は不特定の市民からの浄財であり、この趣旨から多くの福祉、ボランティア団体への助成と福祉支援を必要とする方へ配分されなければならないことを念頭に助成先と配分先を逐次吟味し実施する。又、募金額減少のため、法人、企業等を中心に新たな開拓先を調査研究し開拓を図るとともに、赤い羽根共同募金自動販売機の設置促進に努める。

① 老人福祉活動

紙おむつ配布事業・独居老人コールサービス・小地域福祉活動・いきいきサロン活動・ドライブサロン事業・認知症カフェサポート事業・ボランティアサポーター支援

② 障がい児・者福祉活動

パソコン教室・紙おむつ配布事業

③ 住民全般福祉活動

災害見舞金・婦人DV緊急支援・社会福祉大会全般・社会福祉法人連絡会支援・生活困窮者自立支援(緊急用食糧給付事業)・ゆくはしふくしまつりの開催・福祉協力校支援・福祉体験教室支援・福祉教育教材活用・各種福祉団体助成等

## (7) 配食サービス事業

配食サービス事業は、ここ数年収支赤字が継続しており、経営健全化の推進に基づき事業の見直しを行う。

- ① デイサービス事業と連携し、デイ利用者への昼食を提供することで収入増と必要経費の削減を図る。また、第2ふれあいの家と業務提携を行い、作業の効率化とサービスの向上に繋げる。
- ② 包括支援センターと連携強化し、社協独自事業（配食サービス）新規利用者増を図る。

## (8) 総合相談あんしん事業

### ① 日常生活自立支援事業

『日常生活自立支援』において、行橋京都成年後見センター、行政、高齢者相談支援センター、障がい者基幹相談支援センター、ゆくはし生活相談センター等とのネットワークを強化するとともに、法人後見事業の実施や、生活支援員等養成講座開催などの担い手育成を行い、権利擁護体制の強化を図る。

### ② 成年後見業務(法人後見事業)

法人後見事業は、職員の資質向上や多職種とのネットワーク構築のため司法職や関係機関との事例検討会を開催し、本市の権利擁護機能を強化し、令和2年度より設置された「行橋京都成年後見センター」との勉強会や情報交換会を実施し、成年後見制度の相談や周知に努める。

又、日常生活自立支援事業から法人後見事業へスムーズに移行できる様、事業間の連携を強化し、法人後見事業を核とした利用者の包括的権利擁護体制の整備に努める。

### ③ 心配ごと相談事業

心配ごと相談は、市民が社会生活を営む上での困難や困りごとに対してより早い時期に相談に応じ、助言をすることを目的として開催し、個別課題を包括的支援につなげ解決に努める。

## (9) 移動支援事業

移送用車両を用いて利用者の居宅と在宅福祉サービス等を提供する場所や医療機関との間を送迎することにより、一般交通機関の利用が困難な在宅の重度身体障がい者（児）の社会参加の促進や利便性の向上を目指す。今年度は、新型コロナウイルス感染症予防を徹底した上で引き続き事業を展開する。

## (10) 障がい者スポーツ教室

レクリエーション活動を通じて障がい者の体力増強、交流、余暇等に資するため及び、障がい者スポーツを普及するため、レクリエーション教室を開催する。今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を慎重に見据え、事業を展開する。

(1 1) 介護事業の現状と課題への対応における今後の方針

(居宅介護、デイサービス)

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度も前年度に引き続き利用実績および収益が大幅に下回ることとなった。デイサービスとしては人との密を警戒せざる負えない状況の中で、外部訪問者やボランティアの受入れ、活動等に制限が生じているのが現状である。また介護事業係としての共通課題として必要な働き手の確保が大変難しいのも現状である。

令和3年度は介護事業係の事務所の統合が図られたが、令和4年度はさらなる統廃合として居宅介護事業の見直しを半年かけて行いたいと思います。そして今後も感染防止対策を重点に事業継続を行いながら、他社協でデイサービス事業を実施している所との情報交換を行いながら、地域の包括支援センターや居宅介護支援事業所等との連携を強化し利用者の確保に努めたいと思います。

- ① 新型コロナへの対策の徹底
- ② 必要な職員の確保、育成、定着
- ③ 居宅介護事業の見直し
- ④ 他社協でデイサービスを実施しているところとの情報交換
- ⑤ 社協他部署との連携

(1 2) 行橋市障がい者等基幹相談支援センター、障がい者相談支援事業

事業内容	目的	具体的取り組み
(1)総合的・専門的な相談支援の実施	・相談者の障がい種別や生活課題に対応する	・当事者、家族等の様々な相談を受け、ケアマネジメントの手法を用いて、面接(来所、訪問)や電話等により、必要時には訪問するなど的確な状況把握等を行い、専門的または緊急の対応について必要性を判断する。
		・経験のある相談員と新人の相談員とがペアになって対応しスーパーバイズすることによって、基幹相談センターの質の向上と相談対応の平準化や高齢者相談支援センター等関係機関と情報共有しながら重層的課題への対応を実施する。
	・事例検討や情報提供等を通して、関係機関との連携・情報共有を図る	・困難事例ケース検討会の開催等。
		・専門的、継続的な関与または緊急の対応が必要な場合はケース会議を開催する。
(2)地域の相談支援体制の強化の取組	・スーパーバイズ及び研修会等を通じて人材育成・スキルアップを図る ・地域の相談機関との連携強化を図る	・相談支援従事者等の研修を受講し、計画相談支援事業者からの困難なケースについて、助言等を行い必要に応じてケース会議への参加や関係機関へ同行するなどの後方支援に努める。
		・相談支援事業所に対して、各種研修会の周知、ネットワークふくおかとの連携(情報提供、研修会等)を行う。
		・生活困窮事業、高齢者相談支援センター等と連携する。

(3) 地域移行・地域定着の促進の取組	・地域移行・地域定着の実績につなげる	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域移行・地域定着制度の理解や目的を周知し、普及啓発に取り組む。</li> <li>・精神科病院等への働きかけ、連携。</li> <li>・地域における使えるインフォーマルサービス等の情報収集。</li> <li>・地域の受け入れ体制整備に関するコーディネートを行う。</li> </ul>
(4) 権利擁護・虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がいの理解に関する普及啓発活動</li> <li>・障害者虐待防止法の理解を促進する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・権利擁護に関する相談に応じる。</li> <li>・成年後見制度利用事業等と連携する。</li> <li>・関係機関や地域住民へ虐待防止のための啓発を行う。</li> <li>・虐待予防、権利擁護研修の開催</li> <li>・虐待に関する会議等へ参加(虐待防止マニュアルを活用する)</li> </ul>
(5) 自立支援協議会 専門部会の運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門部会の事務局および各部会の運営</li> <li>・市自立支援協議会事務局と連携する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門部会事務局会議の開催(6回/年)</li> <li>・就労支援部会の開催(4回/年)</li> <li>・相談支援部会の開催(4回/年)</li> <li>・子ども支援部会の開催(4回/年)</li> <li>・3部会合同研修会の開催(1回/年)</li> </ul>
(6) 障害者相談支援事業の実施	・担当地域(行橋校区、中京校区、長峽校区)の相談業務	・担当地域の障害福祉サービスの利用援助、社会資源を活用するための支援、社会生活力を高めるための支援、権利擁護のために必要な支援、専門機関の紹介等を実施する。

(13) 中京高齢者相談支援センター(中京中学校区) 地域包括支援センター

事業内容	目的	具体的取り組み
(1) 権利擁護支援体制(虐待対応)の充実・強化	・コロナ禍で、年々増加傾向にある家族による高齢者虐待に対し、早期の発見・支援体制の強化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チラシの作成など、高齢者虐待に関する啓発活動を行い、虐待に関する理解を広げ、支援機関の存在を周知する。</li> <li>・センターによる戸別訪問に加え、民生委員会、区長会、老人会などと連携をとり、潜在化する家庭内虐待の早期の発見に努める。</li> <li>・虐待研修に参加し、センターの支援力の強化を図る。</li> <li>・福岡県虐待対応チーム、ゆくはし生活相談センター、行橋・京都成年後見センターなどとの連携を深め、支援の強化を図る。</li> </ul>
(2) 認知症施策の取り組み	・認知症の早期発見・早期対応など、認知症高齢者やその家族を支える仕組みの強化を図る	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症カフェ再開に向けた支援(井戸端わいわい)を行い、身近な地域で認知症相談ができる環境の整備を目指す。</li> <li>・住民向け認知症サポーター養成講座の開催のほか、企業向け認知症サポーター養成講座開催に向けての働きかけ。 (候補地:ゆめタウン行橋)</li> <li>・認知症啓発イベント(認知症地域支援推進員主催)の内容検討及び実施。(候補地:リブリオ行橋)</li> <li>・各種団体への行橋市高齢者等SOSネットワーク事業の周知のための広報活動の実施。</li> </ul>

(3)生活支援 体制整備の促 進	・一人暮らしなど、何 らかの支援を要する 高齢者が、住み慣れ た地域で安心して生 活し続けられるよう 体制の整備を図る	・医療・介護情報サイト(住民向け・関係者向け介護情報提供)立ち 上げに関する、住民・関係者への情報提供。
		・総合事業実施に於けるサービス提供主体充実のための側面的支 援の実施
		・生活支援コーディネーター研修への出席。
		・第2層の実施主体として、協議体会議への出席を行う。 ・あんしん情報セットの配布を行い、高齢者の実態把握に努める。
(4)介護予防 の強化	・高齢者の心身の健 康の維持・増進を図 る	・運動の専門家を講師に招き、運動習慣の獲得、健康の維持・増進 のため、地域での介護予防教室を開催する。(候補地:宮ノ杜)
		・高齢者の身体機能評価や生活環境改善のため、リハビリテーション 関係職種の利用を図る。
		・介護支援専門員の研修会を開催するなどしてスキルアップを図り、 高齢者の重度化予防に努める。
		・交流ステーション(地域の運動スポット)への側面的支援の実施。
(5)在宅医療・ 介護連携の推 進	・医療ニーズや介護 ニーズを併せ持つ高 齢者等に対し、適切 なケアが提供される ためのしきみを強化 する。	・複雑化・複合化する困難ケースに対応すべく、多職種での事例検討 会を開催し、医療・介護職種の相互理解の促進に努める。
		・医療介護連携支援センターや認知症医療センターとの連携強化を 図り、課題解決に向けての協議の実施。
		・地域ケア会議の開催を行い、医療・介護の連携の推進を図る。
		・入退院時の情報提供書の相互の受け渡しの習慣化。
(6)高齢者相 談支援センタ ー業務全般に 対する意見の 収集及び評価	・地域住民や関係機 関から意見を聞き、 今後のセンターの活 動に活かす	・地域包括支援センター運営推進会議を開催し、センター活動を紹介 し、区長・民生委員などから意見を頂く。
		・地域包括支援センター運営協議会に出席し、保健・医療・福祉の識 者より評価・アドバイスを受け、今後のセンター事業活動に活かす。
		・自己評価シートを活用し、支援内容を客観的に見つめなおし、質の 高いサービスが提供できるよう努力する。

#### (14)「就労継続支援B型事業」の見直しと改善

- ① 福祉サービスを必要とする人が、心身ともに健やかに育成され、あらゆる分野の活動への参加を促進し、地域で安心して幸せに過ごせるように自立に向けての支援をします。
- ② 利用者の増員について各特別支援学校、及び相談支援事業所等へ訪問し、担当者との情報を密接にし、連携強化を図る。
- ③ 就労会計好転に向けての対策

現在、パン販売事業は、赤字が続くため販売先の見直し、また、注文販売等に重点をおき、廃棄を無くし無駄を減らす。人気度や原価を考慮して製造種類を見直し、パン類他の新商品を開発する。



(15) 法人運営費と施設維持管理費の節減

経営健全計画に基づいて個々の日常業務について見直し、経費の節約削減に取り組むものとする

各事業の担当

**【地域総務課】総務係**

- ・法人運営事業【寄付金・賛助会費・福祉大会（表彰関係）・ホームページ更新・広報誌（ゆうあい）発行】
- ・財務管理【予算・決算・経理】
- ・人事管理【職員採用・職員研修・福利厚生】
- ・センター管理運営事業〈市受託事業〉
- ・地域福祉活動推進事業【慰霊祭】
- ・収益事業【ウィズ喫茶の運営】  
（配食サービス事業）
- ・行橋市食の自立支援事業〈市受託事業〉
- ・高齢者配食サービス事業〈社協独自事業〉
- ・行橋市ひとり親世帯への食の自立支援事業〈市受託事業〉

**【地域総務課】地域福祉係**

1. 生活支援体制整備事業における地域福祉活動の推進
  - ① 小地域福祉活動（いきいきサロン活動、見守り活動）の推進及び行橋市地域福祉活動ネットワーク推進協議会育成支援
  - ② ボランティアセンターの運営  
生活支援ボランティア養成講座・点訳ボランティア講座の開催・福祉バスの運行・ボランティアコーディネート・ボランティアアドバイザー配置、ボランティア広報誌「かけはし」発行
2. 赤い羽根共同募金運動  
共同募金配分金事業
  - ・老人福祉活動【紙おむつ配布・独居老人コールサービス・小地域福祉活動・いきいきサロン活動・認知症カフェサポート事業】
  - ・障がい児・者福祉活動【障がい者パソコン教室・紙おむつ配布】
  - ・住民全般福祉活動【災害見舞金・婦人DV緊急支援・社会福祉大会全般・社会福祉法人連絡会支援・生活困窮者自立支援「緊急用食料給付事業」・ゆくはしふくしまつりの開催・各種助成金・福祉協力校・福祉体験教室支援・福祉教育教材活用】
3. 京築地区福祉人材バンク事業〈県社協受託・人材情報課〉
4. 生活福祉資金貸付事業〈県社協受託・生活福祉資金課〉
5. 総合相談あんしん事業【日常生活自立支援事業・成年後見に関する事業・心配ごと相談事業】

6. 移動支援事業「移送サービスらんらん」〈市受託・障がい者支援係〉
7. 障害者スポーツ・レクリエーション教室開催事業〈市受託・障がい者支援係〉

### **【地域総務課】障がい者等基幹相談支援センター**

1. 行橋市障がい者等基幹相談支援センター〈市受託・障がい者支援係〉
2. 行橋市障がい者相談支援事業〈市受託・障がい者支援係〉

### **【事業課】介護事業係**

(訪問介護事業)

居宅介護事業〈障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業〉

訪問介護事業〈介護保険事業〉

介護予防・日常生活支援総合事業

第1号訪問事業 緊急時におけるホームヘルプ事業

行橋市障害者地域生活支援事業〈市受託事業〉

行橋市ひとり親世帯へのヘルパー派遣事業〈市受託事業〉

行橋市養育支援事業〈市受託事業〉

(デイサービス事業)

通所介護事業(介護保険事業)

介護予防・日常生活支援総合事業

第1号通所事業 活動支援型デイサービス事業

### **【事業課】(地域包括支援センター)**

- ・中京高齢者相談支援センターの運営〈市受託事業〉

### **【事業課】施設運営(ゆくはし第2ふれあいの家)**

- ・就労継続支援B型事業

一般企業への就職が困難な障がい者に、就労機会を提供するとともに生産活動を通じて、その知識と能力向上に必要な訓練などの障害福祉サービスを提供する。

又、様々な経験を活かし一般企業への就労可能な希望者に対し、企業との連携を図り紹介していく。

- ・地域生活支援事業(日中一時支援事業)
- ・障害者指定相談支援事業(障害者総合支援法に基づく計画相談支援事業)